

時事新報

第二千十六號
明治廿一年八月十四日 水曜日
實戊子七月七日 (丁巳)
山手五時五分
入午六時三十分
出午九時三十分
月入十時三十分
月出十時三十分
西曆一千八百八十八年

時事新報社大坂出張所の移轉

時事新報社大坂出張所は元々大坂高麗橋邊に設置しありたれども配達の便宜神速を圖りて本年三月梅田停車場側に移轉したるに爾後大坂府下は勿論京畿中國九州四國に掛けて本紙の賣高は日と共に増加し關西地方の通信存に賣割方も大に手と廣げざる可からざる事と爲りて從來の出張所家屋にては手狭と感ずるに至りたれば今度更に是迄の處より南の方一丁程の東側即ち大坂西成郡會根崎村第二百五十番地に移轉し通信、廣告受託、賣割方等一切の事務を擴張せり

時事新報

在倫敦 霞岳生寄

フリーランツウェー (前號の續き)

將軍は別に門閥家の裔にして其祖先中、國に功勞ありしと云ふも非ず又非常の能辨にして人を敬服せしむるの力あるにも非ず其財の點に於ても衣食に窮せざるのみ、其資財の人に擧げたるを聞かず而して之に加ふるに前國の如く政黨の首領も非ず將た政略の代表也に非ずとすれば其も取り所なき人物なる可きに其名聲斯くも喧まきは畢竟位置の宜きと得ざるものありん即ち如何なる反對の新聞紙と雖も日々二三欄は將軍の功勞の爲めと譽せざるなく、其毀譽褒貶は倍置き一日フリーランツウェーの名を擧げざる時は讀者は之に満足せざる有様なれば從て將軍の名聲は善となく惡となく唯高き一方あるのみ世人は事あると悦ぶ者なく故に新聞紙は此好意に乘じ耳新しん事件を報道せざるを動むる際も好し愛にフリーランツウェーの名ありて將軍の爲めには一の奇報にして新聞社の爲めにも亦一の奇報にして其其勝するを問はず從て將軍は從て其名を高く將軍の出入在來は内閣大臣若くは大將軍たり人の注意を惹くと多し就中、將軍の被擧げざるノール州に在りては多數民は勿論、其他金もある者も將軍を以て其最の盛なる所にして彼はなく特ニ該地方は保守主義の最も盛なる所にして彼のボナパルト黨の聲も概ね此所に潜匿するが故に彼等は將軍を以て權威となし帝政を回復するの考案なるを頻りに謀るは他國各地方の不平黨は皆フリーランツウェーの編輯を讀みんと欲して觀て作す其説は却て將軍の爲め將軍を爲す者の如し共和黨は云く將軍は監督官に反對する人なり、帝政を擁護するの士なり、行政の權を重んじて帝政の便と計らんとするの政治家なり、其國體はボナパルト黨より成ると雖も將軍の心は之を利して共和政治の基礎を固めんとするの考案ならんは之を利して帝政黨は之に反して以てフリーランツウェーは今の共和政治を強じて帝政の基礎と作らんとするに反し共和を復れ自ら帝政を回復せざるを以て其國體を以て回復の權を促すに足る可し云々として各政黨は將軍を以て其故に青紅黑白を論じ八次第九次第十次第十二次の政略出陣をなさんと欲するものありん、將軍は將に巴里軍中を檢後すれば數萬の人民喝

承歡呼して之を迎ふるの儀は毎々新聞紙上に載する所にして局外より見れば驚くに堪へざるが如くなれども是れも決して怪む可からず即ち世人の知る如く巴里は歐洲の中心にして其人口多きのみならず浮遊遊惰の民到る處に徘徊し加ふるに數十萬の外國人の賣淫者修の爲めに來遊し悠々日月と消過して何れも皆無事に吾しみ何か事あれがしと思ふ折柄遊人の喧嘩、馬車の顛覆など云ふ些細の事にても忽にして一境の群衆を成すの常なれば彼の將軍を途に要して歡呼する者は其年齢十五六歳より十八九歳に至る肉買、買、其他商店、丁、稚小僧より老年壯者の無事に苦む者かたらざれば乞食、乞食、乞食の類の市中を徘徊する者共に五分の四以上を占むべしと云へり蓋し何れの國に在りても社會の實權を握る者は中等以上着實の人に於て彼の多數の細民は實際これと異らざる常なればフリーランツウェーの黨派とて若實派の扱なくして政權を握るべきは覺東なしと云はざる可からず將軍が通行のとき珍珍らしげに其跡を追随する連中中等以上着實の人にはあらで唯是れ無數の細民、無縁の野犬馬ども稱す可き者なれば此者等が如何に群衆して市中の行列に盛觀を添ふれば從て將軍を去て政治上の勢力を得せしむるの事實も關しては益する所なかる可し唯巴里の新聞記者が讀者を悦ばしめんとする手段を以て其事を誇大に書立れば世人は悟らずして之に瞞若せらるるものと慮心して考ふれば寧ろ一笑に附す可き事にこそあれ

選信省告示第百二十八號

今般神奈川縣ニ於テ相模國長箱投船廢泊用ノメ同處沖合ニ圓筒形白色ノ浮標一箇ヲ設置ス
一 般浮標ノ位置ハ觀音崎燈臺ヨリ本牧燈臺ニ至ル一直線ノ西ニハリ富津浮標チ距テ大體一海里半ニシテ深サ三十一尋ナリ
一 該浮標ヨリ測定セル浮標ノ磁針方位ハ左ノ如シ
一 觀音崎燈臺ハ 南二十三度東
一 本牧燈臺ハ 南四十五度西
一 長箱北端ハ 北六十二度西

選信省告示第百三十一號

巴里總領事本改正西國郵便聯合條約實施細目規則第四條實幣比例表中「日耳曼」ト「亞然特魯共和國」ノ間ニ左ノ通則加スル旨其節ヨリ通知アリテリ
明治廿一年八月十三日 選信大臣子爵榎本武揚

一 暴風等ノ節或ハ該浮標ノ位置ヲ檢査新ノ標泊セザルコトアリ航海者宜ク警戒スヘシ
明治廿一年八月十三日 選信大臣子爵榎本武揚

東京府令第四十號

明治二十一年度地方稅支出追加豫算臨時府會區部會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ス
明治廿一年八月十三日 東京府知事男爵高崎五六
明治二十一年度區部地方稅支出追加豫算
一金三萬五千五百三十七圓二十六錢八厘 警察費
內
金一萬四千二百四十四圓九十錢七厘 地方稅
金二萬一千三百三十二圓三十六圓一厘 國庫下渡金
內
金三萬五千五百卅七圓二十六錢八厘 廳費
明治二十一年度區部地方稅收入追加豫算
一金一萬三千七百七十七圓四錢四分 營業稅
但二十一年度豫算決議額ニ對シ實收過テ生スヘキ見込ノ分
一金千四百四十四圓十三錢三厘 雜稅
但二十一年度豫算決議額ニ對シ實收過テ生スヘキ見込ノ分金三千九百五十五圓四十五錢九厘ノ内
一金二萬三千三百廿二圓卅六錢一厘 國庫下渡金
合計金三萬五千五百卅七圓二十六錢八厘
明治二十一年度地方稅收入追加豫算
一金一萬七千六百六十二圓三十錢 雜收入
內
金一萬三千三百三十三圓八十七錢二厘 區部收入
金六千三百五十八圓四十二錢八厘 郡部收入
內
金一萬七千六百六十二圓三十錢 教育費雜收入
金一萬三千三百三十三圓八十七錢二厘 區部收入
金六千三百五十八圓四十二錢八厘 郡部收入

雜報

○氣候如何 本年氣候の順を得ざることは毎度紙上所載の通りにして暴風の如き一年二度までも起りたるなどは過る明治十六年五十六年間の久しき只の一年にて本年去月の二十二日と二十八日と引續き暴風の警報を得て實際其の災を被らせたるは近年稀有の天災にして去る四日にも九州の端より一吋暴風發生の兆光を現はしたるも幸ひ日本海の方へ外れて復た前日の如き暴風を被らざりしが其後昨今に至るまで先以て本年平穩の空合なれども其中目下の氣候を以て例年の平

均に貯ふるべき以上及びたりも亦甚た過高きハ或以他日に暴風の警を聞年氣候の過かり雨少な死後の月植物成長の度合作など恐るべ至り彌々氣壓反冷氣案外に早うなす可らずとな

○馬入橋落成 日落成したるをせしめしよし
○宮城縣の確實 縣廳にて確實の中絶して顧みる連れ同山に著目ると知る者無き硫黃山には硫黃しめるに金山尺の處に在り實之を開鑿して盛とて今度該山中なれば遠からずも尙は増借區の開くと共にらざる可しとい